

安全・安心・防災まつり

inいきつき2017

10/1 SUN

 13:00 ~ 16:45

※フリーマーケットは10:00から

生月支所・生月支所前漁港用地

 生月町開発総合センターで開催

内 容

- 長崎県警音楽隊カラーガード隊演奏会
- フリーマーケット
- 各種体験コーナー
 - 地震体験、消火体験など
- 各種展示コーナー
 - 白バイ・パトカー、消防車両など
- スタンプラリー
 - など

生月地区まちづくり運営協議会事務局 ☎29-9080



商館 フェイスチェ

2017 9/17 SUN

 at 平戸オランダ商館

 10:00 ~ 21:00

長崎 平戸島

フェイスチェとは、オランダ語で「小さなパーティー」という意味。400年前、平戸オランダ商館は、日本と海外を結ぶ窓口でした。当時のにぎわいをよみがえらせ、再び平戸から新しい文化を発信します。今回のイベントでは、ペインティング・パフォーマンスのアート部門、絵本の読み読みのステージ部門、古楽器などのミュージック部門、オランダ映画上映のフィルム部門を準備し、皆さんをお待ちしています。

平戸オランダ商館 ☎26-0636

平成29年9月1日(金)~11月30日(木)



平戸藩の秋めぐり

「平戸藩の秋めぐり」推進本部(平戸市役所観光課内) ☎内線2274

ダンロップツーリングステーション2017



9月17日(日)

 9:00 ~ 14:00

会場 川内峠

初心者から経験豊富なライダーまで幅広い層を対象としたツーリングイベントです。当日、地元の物販販売があります。

ひらどツデーウォーク2017



10月7日(土) 9:00 ~

 10月8日(日) 8:30 ~

会場 7日 生月町開発総合センター

 8日 平戸文化センター

平戸の自然を満喫できるウォークイベント。

ひらどふれあい 福祉基金

戸石川町
山口 勝子さん

寄附をいただきありがとうございます。
どうぞございます。

◎問 都市計画課ふるさと景観班
(☎内線2282)

◎届出が必要な土地面積
①都市計画区域 5千㎡以上
②都市計画区域外 1万㎡以上

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。
一定面積以上の土地の取引をしたときは、その契約を締結した日から起算して2週間以内に当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届出なければならぬことになっています。
詳しくは、長崎県企画振興部土地対策室のホームページをご覧ください。ふるさと景観班にお問い合わせください。



見逃せない情報がココに

「募集」「お知らせ」などの重要な「情報」が満載
15日号も見落とさないで、要チェック!

- 平戸市役所 ☎22-4111
- 生月支所 ☎53-2111
- 田平支所 ☎57-1111
- 大島支所 ☎55-2511
- 中部出張所 ☎28-1111
- 南部出張所 ☎27-0004
- 館浦出張所 ☎53-1501
- 島屋連絡所 ☎25-2014

募 集

第7回「金婚式のすずめ」の募集について

今年、金婚式を迎えるご夫婦を対象に、応募の中から抽選で「組」に、無料で「金婚式」にかかる記念撮影をプレゼントします。

自分たちへのご褒美や、ご家族からのサプライズプレゼントとしてご利用ください。

○とき 10月15日(日)

○ところ 平戸オランダ商館

○内容 和装・洋装どちらかの衣装が選べ、平戸オランダ商館にて、ヘアメイクを行った後、プロのカメラマンによる記念撮影を行います。

○対象者 昭和42年に結婚し、今年金婚式を迎えるご夫婦

○申込方法 ハガキにパートナーや家族への感謝の言葉やメッセージを書いて、住所・氏名・年齢・婚姻年月日・電話番号を記入の上、ご応募ください。

○申込締切 9月30日(土)

○申込先 〒859-5115
平戸市新町45-1 平戸なでしこ会事務局
◎問 平戸なでしこ会事務局
(☎225511)



お知らせ

「高次脳機能障害者家族の集い」を開催します

高次脳機能障害とは、脳卒中や頭部外傷といった脳の疾患や損傷により、記憶や思考、情緒といった認知機能に障がいが生じるものと考えられています。

外見からは障がいが見えにくく誤解を招きやすいことや、普段の生活や社会的な生活への適応が困難になってしまふことから、本人はもとより、

家族の戸惑いや不安は大きいものです。

同じ経験や悩みを持つ人同士が自由に語り合う場へ参加してみませんか。

参加を希望される人は、事前に県北保健所へご連絡ください。

○とき 10月24日(火)午後1時30分～午後4時

○ところ 県北保健所(田平町里免1-26-1)

○講話 家族会の活動について

○講師 脳外傷「ぶらむ長崎」会員

○参加料 無料

○対象者 平戸市・松浦市・佐々町にお住まいの人

◎問 県北保健所保健福祉班
(☎57-3933)

「平成30年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について

課税対象となる公的年金などを受給(一定額以上受給)している人は、所得税法の規定により、毎年、扶養親族など

の申告書を提出しなければならぬことになっています。対象になる人には、日本年金機構から申告書が届きますので、所定の期限までに提出してください。

また、平成29年分源泉徴収票から扶養親族などの個人番号(マイナンバー)を記載することになったため、該当する人は、個人番号申出書(平成29年分扶養親族等について)の提出も必要です。

◎問 佐世保年金事務所

(☎0956-341189)

※ねんきんダイヤル

TEL0570-051165

「10月は「土地月間」10月1日は「土地の日」です」

土地は限られた貴重な資源です。将来の子どもたちのため、また明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんもぜひ土地の有効利用について考えてみませんか。

小形風力発電(20kw未満)施設設置に関するガイドラインを策定

☎ 商工物産課商工新産業班 ☎内線2214

市では、小形風力発電(20kW未満)施設を設置する際に、設置に係る手順や遵守する事項を定めたガイドラインを策定しました。対象施設や設置にあたっての基準などの概要については、次のとおりです。

対象施設

小形風力発電施設(送電線などの付帯設備を含む。)の新設、増設また改修をする場合

対象地域

市内全域を対象とし、生活環境および景観保全などの観点から、住宅周辺、自然公園や平戸市景観条例に定める重点景観計画区域などへの設置を避ける区域を設定

設置にあたっての基準

○住宅等からの距離は、概ね200メートル(複数機を設置する場合は300メートル)以上かつ、騒音に係る基準値内。なお、居住者などの了承または同意がある場合はこの限りでない。この場合、風車の破損などにおける影響を避けるため風車全高の概ね5倍以上となるよう努めることとする。

○騒音については、環境基本法の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住居の用に供される地域」に係る基準値内(昼間55dB、夜間45dB)とする。

設置にあたっての調整手順

○小形風力発電施設の設置計画の概要について、市に対し事前に説明を行うこととする。

○小形風力発電施設の設置する地域や規模の概要を計画した時点で、関係する自治会および近隣住民などに対して説明会を開催し、理解促進に努めることとする。

○設置に係る法規則などについて、関係する市

の所管課および関係行政機関と協議、必要な調整を行うものとする。

設置に関する届出

国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行う前までに、市に設置に関する届出書を提出するものとする。

設置後の維持管理など

○小形風力発電施設の設置完了後30日以内に完了届を市に提出するものとする。

○設置後に騒音、電波など周辺環境への影響が発生したときは、原因を調査し誠意を持って対応すること。

○小形風力発電施設を廃止または譲渡するときは、市に報告書を提出し、廃止したときは、速やかに撤去するものとする。

その他

○「住宅などまでの距離」については、本ガイドライン施行日以降、国への認定申請を行う計画から適用する。

○本ガイドライン施行前に計画された小形風力発電施設については、本ガイドラインに定める届出書などの提出を求めるものとする。

○本ガイドラインを遵守しない事業者などについては、事業者名、事業概要などを公表するものとする。

施行日

平成29年9月1日

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。